

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月 1 日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

広島県公安委員会規則第16号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第6号及び第3条の6第12号イ中「通常郵便物」を「郵便物」に改める。

別記様式第1号の2中「通常郵便物」を「郵便物」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。